

第 8 3 号議案

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

足立区立児童館条例（昭和 4 7 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区立児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もつて」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき足立区立児童館（以下「児童館」という。）を設置することにより、」に改める。

第 3 条第 3 号中「並びに」を「及び」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（休館日）

第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、臨時にこれを変更し、又は休館することができる。

（ 1 ） 日曜日

（ 2 ） 月曜日

（ 3 ） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日（以下「国民の祝日」という。）

（ 4 ） 国民の祝日が月曜日にあたる時の翌日

（ 5 ） 1 月 2 日及び同月 3 日

（ 6 ） 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

（開館時間）

第 5 条 児童館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時（1 0 月から翌

年 3 月までの間は午後 5 時) までとする。ただし、区長が必要と認め
たときは、これを変更することができる。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を削り、第 8 条を第 12 条とし、第
7 条を第 11 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

(使用料)

第 9 条 児童館の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 3 号の規定により利用の承認を
受けた者は、別表に定める額を限度として施設面積及び利用時間に応
じて規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が
特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第 10 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理
由があると認めるときは、その全部を還付することができる。

第 6 条を第 8 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

(利用者の範囲)

第 6 条 児童館は、児童に公開する。

(利用の承認)

第 7 条 児童館を利用しようとする者は、次の各号に掲げる場合には、
あらかじめ区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 地域こども会等で集団的に利用する場合

(2) 児童の健全育成活動のため利用する場合

(3) 休館日 (1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同
月 31 日までを除く。) 及び開館時間以外の時間に地域の団体
(原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、
区長が別に定めるものをいう。) が利用する場合

付則の次に次の別表を加える。

別表 (第 9 条関係)

施設	使用区分
----	------

	1 時間ごと	1 日 1 0 時間を超える場合
床面積 8 5 平方メートル未満 の施設	5 0 0 円	5 0 0 0 円
床面積 8 5 平方メートル以上 の施設	7 0 0 円	7 0 0 0 円

備考 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

- この条例は、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条を第 1 3 条とし、第 9 条を削り、第 8 条を第 1 2 条とし、第 7 条を第 1 1 条とし、同条の前に 2 条を加える改正規定及び付則の次に別表を加える改正規定については、平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後の児童館の利用に係る使用料の徴収については、施行日前にこれを行うことができる。

（提案理由）

地域の団体による児童館の利用を有料化するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。